

高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県公衆浴場法施行細則（平成 7 年規則第126号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）		
事項	方法	基準	事項	方法	基準
（略）			（略）		
3 <u>大腸菌</u>	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法（試料は、希釈せず使用するものとする。）	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	3 <u>大腸菌群</u>	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法（試料は、希釈せず使用するものとする。）	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。
（略）			（略）		